

**総合科学技術会議 知的財産戦略専門調査会(第32回)
議事録**

1. 日時: 平成19年2月6日(火)10:00~12:00
2. 場所: 中央合同庁舎4号館 4階共用第2特別会議室
3. 出席者:
- 【委員】 相澤益男会長、薬師寺泰蔵議員、本庶佑議員、奥村直樹議員、
郷通子議員、
秋元浩委員、荒井寿光委員、岡田依里委員、小寺山亘委員、澤井
敬史委員、野間口有委員、本田圭子委員、松見芳男委員、三原秀
子委員、山本平一委員、横山浩委員、渡部俊也委員
- 【内閣官房】 中川健朗 知的財産戦略推進事務局 参事官
- 【総務省】 児玉俊介 情報通信政策局 技術政策課長
- 【文部科学省】 佐野太 研究振興局 研究環境・産業連携課長
- 【厚生労働省】 林憲一 大臣官房 厚生科学課 研究企画官
- 【農林水産省】 重倉光彦 農林水産技術会議事務局 研究開発企画官
- 【経済産業省】 武濤雄一郎 産業技術環境局 産業技術政策課長
- 【特許庁】 木原美武 総務部 技術調査課長
- 【事務局】 土井俊一 内閣府参事官

4. 配付資料

- 資料1 知的財産戦略専門調査会名簿
- 資料2 知的財産戦略専門調査会運営規則
- 資料3 今後の進め方について(案)
- 資料4 文部科学省提出資料
- 資料5 経済産業省提出資料
- 資料6 特許庁提出資料
- 資料7 厚生労働省提出資料
- 資料8 農林水産省提出資料
- 資料9 総務省提出資料
- 資料10 西山委員提出資料
- 資料11 ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑
化に関する指針(案)の概要
- 資料12 ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑
化に関する指針(案)
- 資料13 荒井委員提出資料

5. 議事内容

【土井参事官】 定刻になりましたので、ただいまから第 32 回の知的財産戦略専門調査会を開催します。

これまで本専門調査会の会長をお務めいただいた阿部先生が1月5日付で総合科学技術会議の議員を退任されました。後任の会長に、相澤益男総合科学技術会議議員が就任されました。

まず初めに相澤会長からごあいさつをお願いいたします。

【相澤会長】 本日はお忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

1月6日付で総合科学技術会議の議員を拝命いたしまして、阿部会長の後任ということでこの会の会長の職を引き継がせていただいております相澤でございます。

この専門委員会は、平成14年に設置されておまして、それ以来、科学技術政策の観点から、大学の知的財産の創造・保護・活用、こういったことと人材の育成などに関しまして、積極的なご提言をいただいております。

こうした提言によりまして、大学における知的財産の管理体制やルール整備はかなり進んでまいりました。今後、政府レベルの施策を大学での着実な実務につなげ、知的財産を活用していくためには、さらなる課題に取り組んでいく必要があるかと思っております。

本専門調査会では、専門委員の皆様にご意見の忌憚のないご意見をいただきまして、ご審議いただきまるとともに、知的財産に関する具体的施策をとりまとめたいと考えております。

その結果は、総合科学技術会議の本会議で決定するとともに、知的財産戦略本部が策定する知的財産推進計画2007に反映したいと考えております。どうぞよろしくご審議をお願い申し上げます。

本専門調査会は、昨年5月以来の開催であり、メンバーの変更もございましたので、事務局からご出席の方々のご紹介をお願いします。

【土井参事官】 本日、お配りした資料1というところに、専門調査会の名簿をつけてございます。

まず、総合科学技術会議の議員の方からご紹介をさせていただきます。

薬師寺泰蔵議員でございます。

【薬師寺議員】 専門委員の先生と同じように、何人かと一緒に10年組でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【土井参事官】 奥村直樹議員でございます。

【奥村議員】 この1月から新任で着任いたしました奥村でございます。よろしくお願いいたします。

【土井参事官】 郷通子議員でございます。

【郷議員】 郷でございます。よろしくお願いいたします。この1月から着任いたしました。よろしくお願いいたします。

【土井参事官】 なお、本席議員は、遅れてご出席、庄山議員、原山議員、金澤議員はご欠席でございます。

次に専門委員の皆様のご紹介をいたします。

秋元浩委員でございます。

荒井寿光委員でございます。

岡田依里委員でございます。

小寺山巨委員でございます。

澤井敬史委員でございます。

野間口有委員でございます。

本多圭子委員でございます。

松見芳男委員でございます。

三原秀子委員でございます。

山本平一委員でございます。

横山浩委員でございます。

渡部俊也委員でございます。

なお、井上委員、竹岡委員、西山委員、森下委員は本日ご欠席でございます。

また、本日は、関係省庁に取組状況の報告をお願いしておりますので、オブザーバーの方々をご紹介いたします。

まず、内閣官房知的財産戦略推進事務局の中川参事官でございます。

総務省の児玉技術政策課長でございます。

文部科学省の佐野研究環境・産業連携課長でございます。

厚生労働省の厚生科学課 林研究企画官でございます。

農林水産省の農林水産技術会議事務局 重倉研究開発企画官でございます。

経済産業省の武濤産業技術政策課長でございます。

特許庁の木原技術調査課長でございます。

それでは、続きまして、配布資料の確認を事務局からさせていただきます。お手元の資料でございますが、議事次第をお配りしております。

配布資料1は、先ほどご紹介しました専門調査会の名簿でございます。

資料2は、当専門調査会の運営規則でございます。

資料3は、今後の進め方について(案)でございます。

資料4は、文部科学省。

資料5は、経済産業省。

資料6は、特許庁。

資料7は、厚生労働省。

資料8は、農林水産省。

資料9は、総務省の提出資料でございます。

なお、本日、ご欠席の西山委員から資料10として意見を提出していただいております。

資料11は、ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針(案)の概要

資料12は、指針案自体。

資料13は、荒井委員からの提出資料でございます。

なお、文部科学省から、科学技術学術審議会の委員会におきます審議状況報告というのを提出いただきまして、これは当専門調査会の検討と非常に関係しますので、資料番号は付しておりませんが、机上配布をさせていただいております。以上でございます。

【相澤会長】資料の方はよろしいでしょうか。

それでは、議事に入らせていただきます。まず初めに、本専門調査会の今後の進め方について事務局から説明をお願いいたします。

【土井参事官】お手元の資料3をご覧ください。「今後の進め方について」(案)でございます。

先ほど相澤会長のごあいさつにもございましたが、平成14年度以降、毎年、当専門調査会では「知的財産戦略について」をとりまとめてまいりました。本年2月から開始する専門調査会では、大学知財本部やTLOの今後の知財活動や、イノベーションにつながる基本特許の創出など、科学技術政策の観点から、知的財産の創造・保護・活用等のために今後取り組むべき具体的方策を検討することでございます。

スケジュールといたしましては、委員の皆様のご都合をお伺いし、5回の会合を考えてございます。

第32回、本日は知財戦略についてと、リサーチツール特許の使用円滑化の指針などでございます。第33回は2月27日、第34回は3月29日、第35回は4月17日。それから、予備といたしまして5月15日を考えてございます。

このスケジュールにございますように、第35回の4月17日に「知的財産戦略について」をできる限りとりまとめたいと考えてございます。議論の進捗状況や当専門調査会と密接に関係します知的財産戦略本部の進行状況に応じまして、場合によっては5月15日を使わせていただこうと考えております。

2ページ目は、過去の取組状況を簡単にまとめたものでございまして、説明は

省略をいたします。

以上でございます。

【相澤会長】 以上でございますが、ただいまの進め方でいかがでございますでしょうか。よろしゅうございませうか。

(「異議なし」と声あり)

【相澤会長】 ありがとうございます。それでは、この資料3の通り進めさせていただきます。

それでは、議題2でございますが、本日は第1回目でございますので、最初に関係省庁から、これまでの取組状況のご説明をいただきます。ご質問がございましたら、すべての省庁の説明終了後をお願いしたいと思います。

それでは、文部科学省からよろしくお願いいたします。

【佐野研究振興局研究環境・産業連携課長】 文部科学省でございます。昨年、この調査会におきまして、重要とご指摘いただいた事項を中心に取組状況をご説明させていただきましたらと思います。まず、お手元の資料4をご覧くださいませうでしょうか。表紙ページを繰っていただきまして、1ページ目に、きょうご説明させていただきます全体の施策の予算と項目が書いてございますが、大変恐縮ではありますが、個々の分野に説明に移らせていただきたいと思っております。3ページ目をお願いできますでしょうか。

3ページ目は、昨年、この専門調査会あるいは内閣官房の方の知財戦略本部の方でもいろいろご指摘をいただきました内容ですが、国際的な産学連携の推進体制の整備ということで、特に大学知財本部整備事業を来年度強化していきたいと思っております。

4ページにございますように、現在、大学知財本部整備事業で実施機関として43 機関がございますが、その中から主に国際的な産学連携を推進した方がよからうと思う機関を抽出いたしまして支援していきたいと思っております。

具体的な事業内容といたしまして、3ページ目の右下の「事業内容」というところを見ていただけたらと思っておりますが、海外研修、あるいは留学などを通じまして、科学技術に詳しく、海外での訴訟問題などにも精通した国際的な知財人材の育成を図るということでありませうとか、産学官連携に関しまして、大学の情報発信機能を強化していくといったようなことを中心に知財本部の国際化、ひいてはグローバルスタンダードの産学官連携体制の整備ということに力を入れていきたいと思っております。

続きまして5ページ目をご覧くださいませうでしょうか。

これまでの大学等における産学官連携・知的財産活動の実績ということで、膨

大な資料があるわけですが、特に実績として真ん中のところに共同研究の実施件数の推移でありますとか、特許出願数の推移、あるいは大学の実施件数の推移等が書いてございます。いずれにいたしましても15年度以降、飛躍的な伸びを見ているわけですが、今後は特に件数のみに偏ることなく質をいかに重視していくかということが非常に重要だと思っております。現在各大学におきましても、真に必要な特許をいかに選別していくかということでご努力いただいているところでございます。

続きまして6ページをご覧くださいませでしょうか。

6ページは大学におけます特許関連経費がどのように推移しているかを示したもので、先ほどの知財本部事業の採択機関である国公私43機関を対象といたしまして、どのような予算の構造になっているかというものを示したものです。紫色で書いてあるものが知財本部事業による委託費でございまして、これは15年度を見ていただきますと、全体の出願経費のうち、約55%が知財本部事業だったわけですが、年を追っていくに従いまして、例えば平成17年度ではその割合が38%まで落ちております。全体として増えているわけですが、各大学自身の自己財源が5割を超えるような状況になってきているということが言えるかと思えます。今後ともここにつきましても、19年度に実はこの知財本部事業を一たん終了するわけですが、今後とも必要な支援がいかにあるべきかということ、先ほど事務局の方からご紹介もありましたように、科学技術・学術審議会、産学連携推進委員会でも審議させていただいており、左の方に中間報告を昨年まとめたものを机上配布させていただいております。今年もこの本調査会のご議論を踏まえ、あるいは同時並行的に審議させていただきまして、今後の産学連携、特に知財本部のあり方を含めて議論させていただきたいと思っている次第でございませう。

続きまして、8ページを見ていただけますでしょうか。

8ページは「技術移転支援センター事業」と称しまして、主にJSTで行っているわけですが、特にその中心的な役割を果たしておりますのは、海外の特許出願支援というのをここでやらせていただいているところでございませう。そのほかに大学見本市、イノベーションジャパンなどを共催させていただいているわけですが、9ページをご覧くださいませでしょうか。

この9ページでは、これまでの海外の出願特許の件数が飛躍的に伸びてきていることがうかがえるかと思えます。

さらに10ページを見ていただけますでしょうか。10ページは、これは国公私全体の特許出願経費の割合を示しています。何の割合かといいますと、左側のグラフというか、円を見ていただけたらと思えますが、自己財産が行っているものが全体として25億円、JSTの支援で行っているのが4.2億円というものでございませう。さらに自己財産のうち、競争的資金の間接経費だとかいろんな経費がありますが、

いわゆる運営費的なもので大体6割を賄っているというものでございます。来年、19年度以降は、国立大学に関しましては特許料の減免措置が終了いたしますので、19年度以降新たに5億円ほどの国公私大学には負担が生じるというようなことになってございます。

続きまして12ページでございます。

12ページはコーディネーターの事業でございます。13ページに各コーディネーターの配置状況が書いてあるわけですが、今、約90名おります。今年度18年度におきましては、知の再生拠点ということで、地域のコーディネーター担当を強化したところでありますが、来年度におきましては、地域イノベーションの強化という観点、あるいはイノベーション創出に向けた目利きとかつなぎとかといった観点を強化する形でコーディネーターを配置していきたいと思っております。

14ページは、これまでのコーディネーターの実績ですので割愛させていただきます。

続きまして、16ページですが、この調査会でもご議論がありましたものですが、文部科学省と特許庁の連携によりまして、特許情報システムと論文情報等を統合した「特許・文献統合データベース」というのを開発しておりました。本年3月5日より運用を開始する予定でございます。研究者にとりましては、論文情報と同様に特許情報が直接引けるということでかなりユーザーフレンドリーなデータベースができることになっております。すべての大学を対象に無料でサービスが行われることになっております。17ページには、具体的にどのように引くと出てくるかというようなものの、今、3月からですが、大体こんな形でというものが図で示させていただいたところです。

18ページ以降、「最近の政府における指摘事項」ということで、19ページには総合科学技術会議の有識者会議でありますとか、あるいはライフサイエンスのプロジェクトチーム。

20ページにまいりまして、ことし1月26日に行われました知財創造サイクル専門調査会の報告書などがここに書いてあるわけでございます。我々もここに書いてある方向性も大事にしながら、今後、施策を検討していきたいと思っております。特にこの20ページの(1)にありますように「大学等の知財活動の体制整備に対する支援を充実させる」というところで、大学におきまして構築されつつある産学官連携、あるいは知財活動にブレーキをかけることのないよう、体制整備を含め戦略的にかつ組織的に推進するための支援を充実させる方向で検討してまいりたいと思っております。また産学官連携、あるいは知財活動体制が脆弱な大学というものは地域の方にはございますので、そういった大学については外部機関を活用するなどしてネットワークを形成するなど体制を強化するというふうにしていきたいと思っております。

私ども文部科学省におきましては、現在かなり大学あるいは独立行政法人等におきまして、多様に産学官連携が推進されつつあるかと思っております。そのような多様な産学官連携に対していかに多様に支援していくかということかと思えます。質をいかに重視していくかということも非常に重要な課題でございますし、さらには地域における産学官連携をいかに充実していくかということも重要な視点だと思っております。私ども専門調査会の意見を踏まえまして、今後とも審議を進めて参りたいと思えます。

最後に1点だけご報告させていただきたいと思えます。昨年5月に本専門調査会において作成していただきました研究ライセンスに関する指針に関しましては、文部科学省各種シンポジウム、研修会において、かなり整備を各大学に促すようにしているところでございます。今年度その整備状況を調査し、また報告させていただきたいと思っております。

以上でございます。

【相澤会長】 ありがとうございます。それでは、次は経済産業省お願いいたします。

【武濤経済産業省産業技術環境局産業技術政策課長】

経済産業省関係で別途ご説明のある特許庁分以外をまとめてご説明します。さらに、産学連携、研究ライセンス指針に関する独法の取組状況、産業技術力強化法の改正等における知財関係に関する改正をご説明します。最後に参考として上記以外の知財関係の施策として模倣品対策、標準化、中小企業向けの知財政策をご参考につけてあります。

現在、政府全体としてイノベーションの促進に取り組んでいます。政府で定めました経済成長戦略大綱にも「イノベーション・スーパーハイウェイ構想」とあります。これはイノベーションをスピードアップし、かつ出口のところ、知財も含めまして、出口へ円滑につなげていくことが重要であり、そのための関連の施策をやっております。

イノベーション・スーパーハイウェイ構想のポイントに従いつつ、関連する知財関係の施策につきましても知財の活用、知財の保護ルール・運用、標準化に総合的に取り組んでおります。

次の産学連携については、簡単に現状と最近の問題点だけをご紹介します。産学連携については、順調に右肩上がりでも進展してきております。

この背景には、90年の初めのバブルの崩壊以降、企業は基礎研究所、中央研究所といったものを縮小しており、現在では自前主義だけではイノベーションがやりにくいという状況が生まれつつあります。このため、外部、特に大学への期待は非常に強まっていることがバックグラウンドとしてあります。

さらにもう一つ、研究以外の教育におきましても、従来、日本の企業は企業内

で社員の研修等をして教育していましたが、教育訓練への投資が少なくなっているという観点からも、大学、大学院に対する企業の期待はますます強まっているということもあります。

こういう中で産業界からの大学・高等教育に対する要望は変化していき、85年、96年、2004年時点でのアンケート結果を記載しております。これによると、とにかく新卒を採ればよかったという80年代半ばから、96年には熱意がある人材が必要という要望になり、2004年にはもっと専門知識があつて、もっと能力がある者を欲しいというふうに明確に変わってきています。こういった中で教育面での産学連携に対するニーズも強まっているといえます。

大学院の学生が近年増えていき、それに対して企業への就職の増加が十分でないということで、これも教育と企業のニーズとのミスマッチがあるかというふうに考えています。

こういった産学連携が進んでいく中で、企業への要望を受け、経済産業省としてもこの辺の対策を打っています。TLOもご承知のとおり増え、承認TLOも42になり、ロイヤリティ収入も増えてはきています。

しかしながら、国のいろいろな支援を除くと、ほとんどのTLOが実質赤字であり、成果を上げているTLOもありますが、これらは大学等の緊密な連携等によって成功しているという状況です。

そういう意味で、今後TLOについては、政府としてもいろいろな改善策をやっていく必要があると思っています。既に各大学TLOで大学とTLOの中の連携を強めるなど様々な取組がされております。後で申し上げます今回の法律改正におきましても、TLOの今後の再編などに対応できるような制度改正を考えておるところです。

大学発ベンチャーについては、政府全体の目標で掲げていました1,000社を超えて1,500社になっています。しかし、課題としては人材の確保、特に経営ができる人材が少ないとか、初期の資金調達が非常に難しいという課題があります。

研究ライセンス指針に関連する独立行政法人産業技術総合研究所の取組状況についてご報告します。産総研では、独法になった平成13年にこういったポリシーを整備しています。これによって具体的な供与をしていて、特許の実施許諾は1件、プログラム使用許諾は6件あります。規定は研究ライセンス指針に沿ったものであり、これを踏まえて、さらにこの研究ライセンスの活用を図っていきたいと考えています。

今国会で、知財関係、特に科学技術に関係する知財の制度改革を考えています。平成12年に制定した「産業技術力強化法」を今回改正いたします。この改正の内容は、「技術経営力の強化」と、「国や大学の研究開発の成果の産業への移転の促進」です。「大学等に対する特許料等の軽減(アカデミック・ディスカウント)

の対象の拡大」と「国等の委託する研究開発に係る知的財産権を事業者等に帰属させる日本版バイ・ドール規定に、請負に係るソフトウェア開発を追加し、産活法から移管して恒久措置化」というものです。

「アカデミック・ディスカウントの拡大」は、現在も大学、大学等の研究者が審査請求料などの減免を受けられる制度があります。これにポスドクを追加したり、大学等研究者以外との共同研究も軽減の対象にします。また、TLOの今後の再編等に関連しますが、TLOに一度移転した特許をまた大学へ戻した場合、今は軽減の対象になりませんが、これも対象にするというようなことを改正項目としております。

それから、日本版バイ・ドール、国の委託によって研究開発した成果を民間に使用させる制度に請負で開発されたソフトウェアを追加する予定です。

さらにこれに伴い、このバイ・ドール規定を産業技術力強化法に移すという改正の内容です。

それともう一点、知財関係の制度改正は、「産業活力再生特別措置法」の改正等であります。

これは、「包括的ライセンス契約による通常実施権の登録制度」です。包括ライセンス契約している場合にライセンサーが破産したり、第三者に特許権を譲渡した場合にそれをライセンシーが第三者に対して対抗できる仕組みを今回創設するという事です。昨今起こっておりますいろいろな企業の買収や破産に対応できるような知財のルールの整備を行うということを考えています。

以上が今回の法律改正の要点ですが、知財も含めまして、経済産業省としては、他省とも連携して、研究開発をめぐる制度改正については、引き続き取り組みたいと思っています。

関連の知財関係施策ということで、新しい取組で、「知識の融合」を促進するための「インテレクチャル・カフェ」という事業や、国際標準化をさらに進めていくという戦略目標を政府としても立てていくことを進めています。

また、「模倣品対策」も非常に重要な知財関係施策として取り組んでいます。

中小企業は特に知財に対して非常に経験、知見が少ないケースが多いということで、「知財駆け込み寺事業」といったものも進めております。

以上、経済産業省の特許庁を除く知財関係の施策の主なものについて概要をご報告しました。

【相澤会長】 ありがとうございます。それでは、次は特許庁お願いいたします。

【木原特許庁総務部技術調査課長】 特許庁でございます。お手元の資料6をご覧ください。なっていただきたいと思っております。1枚めくっていただきまして、知財立国の実現に向け、特許庁としての最大のミッションは、いかに特許審査の迅速化・的確化を図るかということでございまして、そのため数値目標なり施策をとりまとめ頑張

っているところでございますが、今年も1月 25 日に「イノベーション促進のための特許審査改革加速プラン 2007」というものを策定しております。

その内容について、まず最初にちょっと触れさせていただきたいと思います。中ほど左の方に一次審査件数と審査請求件数がございます。2001 年 10 月から審査請求期間が7年から3年になったわけですが、まだ、それ以前の7年請求ものの審査請求が入ってくるということから、ここにありますように、2005 年度は 39.1 万件、2006 年度は 38 万件と処理件数を上回る審査請求件数がございます。それに伴いまして、審査の待ち期間というものも 2006 年の予測では 28 か月というようになっているわけですが、これをいかに短くしていくのかというところでございます。任期付審査官の増員等も認めていただいておりますが、審査の効率化を図り 2013 年目標として世界最高水準の審査待ち期間 11 月を達成するという絵をかいております。

それを支える施策というのが1枚めくっていただいたところがございます。4分野・26 項目というところで、1点目は「グローバルな権利取得の促進と知財保護の強化」ということで、米国との関係、韓国との関係等、他国の特許庁との審査協力をしていくというのが柱になってございますし、また、制度の国際調和を図るところも大事な柱でございます。

2点目が、これはまさに審査部として頑張るということでございますが、任期付審査官の増員、さらに先行技術調査の民間外注の拡大、それから、質の維持ということも非常に大事なことで、来年度から「品質監理室」を設置していくという動きもございます。

第3番目の柱が企業の皆様にも戦略的な知的財産管理を促進していただくということで、トップ懇談会を進めていくとか、ガイドライン事例集をつくっていくとか、そういう施策を打ち出しております。

4つ目が、「地域・中小企業の知財活用に対する支援の強化」ということで、知財駆け込み寺の強化等がございます。

大学に目を向けてまいりますと、4ページ、次のページでございますが、2006 年の速報値を出しておりますが、これまでかなり大幅に伸びてきた出願件数が若干やや頭打ちになってきた感がございます。ただ、大学別に見ますと出願件数が伸びている大学も多くございますし、大学ごとにその違いが若干見えてきているということでございます。グローバル出願率という、海外にどのくらい出しているのかという点につきましては、2005 年の数字ですけれども、26%ということで、日本全体ですと 21%ぐらいで、大学のグローバル出願というのは国内全体平均よりも進んでいるということでございます。

1枚めくっていただきまして、このように出願が 7,000 件オーダまで伸びてきたということを受けて、審査請求件数も後追いで伸びてきているわけでございます。

今後は大学の方でも出願行為のみならず出願に対する審査の結果にどう対処していくのかというのが大事な局面に入ってきていると思います。ただ、その審査の結果を見てもみますと、特許になる比率というのは60%となっておりまして、日本全体平均では5割を切っておりますので、大学からの出願の質は高いという状況がうかがえます。

特許庁としての支援策でございますが、6ページに全体を書いておりますが、もう一枚めくっていただきまして、7ページのところで、やはり特許情報をいかに活用していただくのが大事かということで、大学等向けに「固定URLサービス」というものを開始しています。この固定URLを例えば電子メールとか、学内のイントラネットに張りつけていただくことによって、公報を簡単に見ることができるというようなサービスであります。次のページ、先ほど文科省の方からご説明ありましたので割愛いたしますが、特許文献と一般の論文等を同時に検索できるシステムの提供であるとか、もう一枚めくっていただきまして、これは山口大学にお願いしているのですが、大学の先生方が特許マップを自らつくっていくということが大事であろうということで、その実態の調査を調べるとともに、その活用モデル等を提案していくということでございます。

それから、次のページでございますが、「大学知的財産アドバイザーの派遣」、11ページでございますが、今、23大学に行っておりますし、あと、12ページでございますが、特許流通アドバイザーのTLOへの派遣が41名ございまして、これも来年度は増やしていく計画でございます。

あと、「知財人材育成」ということで教科書づくりやセミナー等を実施しております。

今後の取組としましては、繰り返しになりますけれども、特許庁といたしましては、非常に有意な特許情報をいかに先生方に活用いただくかということで、パテントマップの提供・普及等も含め努力をしていく、また、人材育成面では、eラーニングの拡充等も検討しております。

以上でございます。

【相澤会長】 ありがとうございます。続きまして、厚生労働省お願いいたします。

【林厚生労働省大臣官房厚生科学課研究企画官】 厚生労働省でございます。資料7でございます。研究成果の活用に向けた厚労省の取組についてご紹介をさせていただきたいと思っております。

まず表紙をおめくりいただきまして2ページでございますけれども、厚労省はこのページに示された国立試験研究機関や国立高度専門医療センター、いわゆる「ナショナルセンター」と私ども呼んでおりますけれども、それから独立行政法人、そういった機関を所管しております。これらの機関における知財の創出の促進・活用を図るために取組を行っているところでございます。

次、3ページでございますが、その一例といたしまして、特に医薬品、医療機器といった厚労省の所管している分野の研究開発における知的財産の創出及び産学官連携を担っている独立行政法人医薬基盤研究所の業務の内容を簡単にここでご紹介したいと思います。

医薬基盤研究所と申しますのは、3ページの上の黄色い部分でございますが、(3)をご覧ください。「医薬品等の開発に関する基盤技術の推進拠点として平成17年4月に設立」をされております。

(4)ですけれども、これまで厚労省所管のいくつかの機関に分散をしておりました創薬支援に関わる部門を医薬品等の規制を行っております部門、厚労省では有効性、安全性の確認もやっておりますので、そういった規制部門から振興の部門を切り離しまして、それを一元化してできた独法でございます。

研究の内容としては、その下にございますように基盤的技術的研究、医薬品等の開発に資する基盤的技術研究、研究に必要な細胞や組織あるいは実験動物といった生物資源に関する研究、それと研究の委託、資金の提供、成果の普及を行うための研究開発振興、これは実用化に向けて死の谷のところにあるようなベンチャーを支援する研究費とか、それからその前の、もう一歩手前の実用化の芽がちょうど見えてきているようなところに対する研究を支援するというものでございます。

そういった3つを柱にしまして、企業、あるいは試験研究機関、大学等と産学官連携を進めているというのがこの独法の内容でございます。

次、4ページでございますけれども、厚労省では、このページに示しましたように、知財に係る関係規定を整備して、所管の機関等に、既に平成15年3月に通知をしております。その中では、「知的財産の創出・活用の促進」ということ言えば、職務発明規定、補償金規定、技術移転事業認定要綱をまとめて、TLO法に基づき、厚生労働大臣が行う事業の認定に関して、認定の要件、手続その他必要な事項を整備しているところでございます。

次、5ページでございますけれども、「産学官連携の促進」に係る規定といたしましては、委託研究規定、これは産業活力再生特別措置法に基づく日本版バイドール条項を導入をしたり、共同研究、受託研究における特許権の取扱い等について規定したり、あるいは契約書のひな形を例示したりということをしております。

次、6ページでございますが、「TLO(技術移転機関)の整備について」ということで、4ページで申し上げた技術移転事業認定要綱に基づきまして、平成15年5月に、(財)ヒューマンサイエンス振興財団を厚労省のTLOとして認定いたしております。

その次の7ページをご覧くださいと、ここにヒューマンサイエンス振興財団の概要と特許出願件数の推移をお示しております。

それから、最後、8ページでございますけれども、厚労省における技術移転の事例ということで、最近のケースでございますけれども、昨年国立がんセンターで発明いたしました「膵臓癌診断用マーカータンパク質」につきまして、民間企業と特許権の実施許諾契約が締結されております。膵臓がんはご承知のように早期診断が非常に難しいがんでございます、治癒も困難ながんとして知られているわけですが、この発見によって早期の鑑別診断が可能になることが期待されております。

厚労省からは以上でございます。

【相澤会長】 ありがとうございます。それでは、次に農林水産省お願いいたします。

【重倉農林水産省農林水産技術会議事務局研究開発企画官】 私からは昨年の調査会以降、農林水産省で行っております取組についてご紹介させていただこうと思います。資料8でございます。

農林水産省におきます知的財産関係の取組はこの1年間で相当活発になってきているところでございます。施策の検討に当たりまして、知的財産を意識する場面が急速に拡大しておりまして、資料の1ページでございますけれども、知的財産をキーワードといたしました農林水産政策が随分検討されるようになってきているところでございます。もちろん農林水産業でございますと、その主体が経済的に弱いとか、あるいは歴史的、科学的に見て農林水産技術というものが社会で共有するという意識が強いといったような事情がございます、具体的に知的財産をどうするかということにつきましては、これからさらに試行錯誤を積み重ねていかなくてはならないと思っております。

しかしながら、知的財産という視点で物事を見ていくということが非常に重要でございます、そのため、2ページでございますけれども、私どもでは、省の中に「知的財産戦略本部」を設置いたしましてそうした検討を行っているところでございます。特に現在検討が集中しておりますのが、この真ん中でございますけれども、「農林水産省における知的財産戦略」というものを策定しようということでございまして、昨年6月には、対応方向を策定したところでございます。

3ページに知的財産戦略の対応方向につきましての骨格を記述しているところでございます。

(1)でございますが、種苗法に基づく育成者権、これは農業関係では知的財産として重要なものの1つでございますけれども、今通常国会におきまして法改正により権利保護を強化する予定でございます。

家畜の遺伝資源につきましては、いわゆる外国産和牛の問題などへの対応案件でございます。

また、地域団体消費は昨年から始まった制度でございますけれども、農林水産、

食品分野での出願、登録化、これをサポートしていこうという話でございます。

今の、3件につきましては、若干省略させていただきまして、さらに7ページへ進んでいただければと思います。様々な技術関係につきましては、ここの技術移転のところにまとめさせていただいたところでございます。

農水省傘下の試験研究独立行政法人による知的財産所有の現状につきましては9ページにグラフをつけているところでございます。保有数、許諾数ともに伸びているところございますか、許諾料収入につきましては、年ごとに変動がございますけれども、概ね増加傾向にあるといえるのではないかと考えております。イネゲノムプロジェクトでも多くの遺伝子などの特許を出願したところございますし、今後もその特許化を進める計画でございます。他の事業での成果を含めまして、農林水産省傘下の試験研究独法、5年間で合計 900 件以上の出願を目標としているところでございます。

10 ページでございますけれども、昨年、ご報告した事項のアップデートでございますが、私どもでもTLOを認定しておるところでございます。私どもも独立行政法人が有する知的財産の活用を促進しているところでございます。

11 ページに技術移転の事例をいくつか紹介させていただいておりますけれども、技術的には食品・土木・新規の品種を育成いたしまして、その品種の関連の技術など、幅広い技術が移転の対象になっているところでございます。

また、こうした特許そのものの移転のみならず研究に活用される学術の知識でございますとか、マテリアルの研究機関への提供も行っておるところでございます。基盤的な、例えば野生種の試料につきましては、別途知的基盤として整備しているところございまして、近年は年間 5,000 件以上の提供があるというような状況でございます。

特許権を伴う研究成果関係のマテリアルにつきましては、これはまだ組織的にその提供状況を把握する体制になっておりませんので、本日、議題になっておりますリサーチツール関係のガイドラインの議論等を受けまして、私どもでもその実態把握の体制を整備しているところでございます。また、昨年策定されました研究円滑化のためのガイドラインにつきましては、関係者に周知いたしまして、研究の円滑化を進めているところでございます。

また、さらに検討段階ではございますけれども、知的財産をかぎにいたしまして、関係者のネットワークづくりということも進めておるところでございます。

こうしたことを実施する人材育成、体制整備も含め、いろいろ努力を広げているところございますので、今後とも委員の皆様や関係の皆様のご協力・支援をいただければと考えております。

以上でございます。

【相澤会長】 ありがとうございます。それでは、最後になりますが、総務省からご

説明をお願いいたします。

〔児玉総務省情報通信政策局技術政策課長〕 資料9をご覧ください。表紙をおめくりいただきまして、1ページ目に、総務省から、企業・大学に対して矢印がいくつかございます。左の2つが、本省から競争的研究資金、あるいはプロジェクト型研究ということで、企業・大学に委託するケースでございます。これらにつきましては、いわゆる日本版バイドール制度を適用しておりまして、知的財産権については、委託契約書の中に原則 100%受託者に帰属するという旨を規定しております。

それから、この図の右の方のところを見ていただきますと、総務省の中の科学技術関係経費の3分の2がこの研究開発型の独立行政法人情報通信研究機構(NICT)で実施しているわけですが、やはり同様に企業・大学に対する委託研究というのは、同様の日本版バイドール制度を適用しております。このほか、この機構が自ら研究開発を行う場合と産学との共同研究を行う場合、こういった形態が当然あるわけございまして、それにつきましては、次ページ以降で説明いたします。

2ページ目が、この機構が自ら実施する研究開発に対する知的財産取扱いということですが、まず、取得・帰属の関係で言いますと、この機構の役職員あるいは招聘研究員が研究成果を創出した場合は機関に帰属するというので、速やかに届出を機関に対して行うということが規定で明示されております。

それから、その機関帰属の対象でございますが、産業財産権等、プログラム等の著作権、ここまでは、いわゆる知的財産権でございます。これに加えましてノウハウ、これも含めたものを対象としております。

それから、知的財産の管理ですが、取得した知的財産は知財部門が一元管理をしております。

また、このページの下、研究員のインセンティブでございますが、特許実施料の35%を研究員に支給するということを規定で明確化しております。

また、一番下ですが、補償金の対象は、常勤の職員・研究員だけではなくて、非常勤の研究員、研修員まで広く適用するものとしております。

次のページ、3ページ目が、技術移転に関する取組ですが、知的財産の技術移転につきましては、外部からの対応窓口を知財担当部門に一元化しておりますとともに、技術移転機関としまして、総務大臣が認定したTLO、これはNICTインキュベーションズでございますが、ここを活用した技術移転活動を行っております。

また、これは18年度から5年間の中期計画が新たに策定されておりますが、この中で、知的財産の実施化目標として7%という数字を明示しております。これは昨年、この場でご紹介した後の報告でございます。

それから、発明者自身によるベンチャー起業の支援ですが、まず自らの

研究成果の技術移転を行おうとする常勤職員に対しては、起業準備を業務として認めております。これは、「プレベンチャー制度」と呼んでおります。

次の「 」ですけれども、起業を希望する職員に対して、機構の固定資産等の貸与について便宜を図っているということで、今、申しましたプレベンチャー制度を使う場合は当然のことながら、プレベンチャー制度を使わないで、退職・休職して起業準備をする職員、こういった者に対しても固定資産等の貸与について便宜を図っているということでございます。

次のページが、先ほどちょっと触れました「認定TLO」ですが、(財)テレコム先端技術研究支援センターというところが認定を受けたところで、NICTインキュベーションズという部門が、こういった役割を果たしているわけでございますけれども、平成16年4月に認定を受けております。

最後に5ページ目ですが、NICTにおける産学官連携その他の取組ということで、共同研究については、産学との共同研究、受委託研究等の研究連携を実施しているわけですけれども、共同研究に関する規程を、今年の12月に見直しをしております、資金受入型共同研究を可能にしております。つまり企業がNICT側の費用を一部負担して共同研究するようなスタイル、こうした資金受入型共同研究も規程の中で明記してできることに今年の12月からしてあるということでございます。

その他の取組状況としては、一番下に、ホームページ等での情報提供、知的財産ポリシーの実施等を挙げておるところでございます。

総務省からは以上です。

【相澤会長】 ありがとうございます。それでは、各関係省庁からのご説明をいただきましたので、ご質問がございましたらお願いしたいと思います。その後で、ご意見をお伺いさせていただきたいと思います。いかがでしょうか。

特にございませんようですので、これから各委員からのご意見を伺わせていただきます。恐縮でございますが、第1回目でもございますので、委員の方々に順次ご意見を述べていただきたいと思います。時間の関係で大変短いのですが、2分ということをお願いできればと思います。それでは、秋元委員からお願いします。

【秋元委員】 2分ということで簡単に、各省庁さんのお話に限ってまず言わせていただきます。私、ライフサイエンス担当なのですが、この分野は恐らく大学の研究でも非常にお金がたくさん行っていますし、特許出願件数もかなり多いと。それについて特許件数という評価よりも、質ということを皆さんお考えになっていると。ぜひ、これを具体的に進めてほしいということ。もう一つは、人材育成が非常に大きな柱になっていると思いますが、人材育成につままして、技術の海外流失ということは非常に問題になっていますが、人材の海外流出をしないように、やはり日本で人

材というものを育成すると同時に日本のために活用できるような、何かそういう社会基盤なりシステムというものをぜひ省庁としてお考えいただきたいというふうに思っています。以上でございます。

【相澤会長】 ありがとうございます。それでは荒井委員お願いいたします。

【荒井委員】 お手元に資料 13 をお配りしてありますのでちょっとご覧いただければと思います。今、イノベーションが非常に大事になっておりますので、ぜひこの専門調査会でも、イノベーション戦略の成果が具体的に上がるかどうかは知財戦略が非常に大きいということをはっきりメッセージとして送っていただいたらどうかと思います。

具体的には として、今お話にございました「特許・論文情報統合検索システム」、これは非常に画期的なことでございますので、ぜひPRして有効に使われるよう施策を講じていただきたいと思います。

は知財本部とTLOの融合でございます。既にいろいろな実績が生まれておりますが、しかし、同時にまたいろいろな問題もあるのは事実でございますから、ぜひ産学連携も含めて社会還元のマカニズムを全体としてレビューしていただいて、新しい今後のあり方を提示していただく。そのために集中的なご議論もしていただければいいのではないかと思います。

は人材の育成でございます。ぜひ理工系の学部や大学院で、単位科目として教えていただくということも必要ではないかと思います。さらに振興調整費とか、グッドプラクティスとか、専門職大学院とか、いろいろな形の施策が行われてきておりますので、トータルのマップを描いていただいて、今後のプログラムも考えるということが必要ではないかと思います。以上です。

【相澤会長】 ありがとうございます。それでは、岡田委員お願いいたします。

【岡田委員】 岡田でございます。私、イノベーションというところを考えると、いつも正規分布と両端を考えますので、まだ事例が少ないのではないかとわれればそれまでかもしれませんが、次のことを述べさせていただきたいと思います。

今、国際標準に向けた取組ということで経済産業省さんからもいろいろお話を伺いましたけれども、最近、大学の非常に原理的な発明をもとに全く動作原理の違う特許でもって国際標準にしていくという例が見られるようになっていきます。そのとき大学の側の取組姿勢がまだ十分にできていないことがあると思います。例えば大学の知的財産がそのまま使えるようになるのはあまりありませんから、企業と早いうちから共同研究を進めるわけですが、標準に出す場合、早いうちから個別企業のノウハウと切り離し、そして共同で標準に仕上げていくという体制をつくり上げることが必要なのです。しかし、その場合、どうやってどの時点でノウハウと切り離すかとか、あるいはどうやって協力体制をつくるのかとか、あるいは国際的にも、どこと組んでいくのか、ということを考えられる人材がまだ育っ

ているとは思いません。しかも海外と組んで標準にすることを考えるとき、あるときには敵になり、あるときには次の瞬間には味方になるようなことを適宜柔軟に考えていく必要がありますので、そういう人材を大学としても意識的に育てていく必要があると思います。

次に、海外の非常に異質な研究者と一緒に共同研究をやっていくという、これはまた国際標準とは別の話ですけれども、最近NEDO Grantとか文科省の支援などで行われている例が若干見られます。最近ではネットを通じた国際間の研究なども多く見られます。そういうとき、研究の実態と実際の特許制度(海外制度含む)とか、あるいは知的財産の諸制度が実態に合わないという例を、海外と共同研究を行う研究者などが言っておりますので、そういった実態なども調査し、今後の対策など考えていただきたいと思います。恐らく世界特許というのが成立すればよいのかもしれませんが、まだ間がありますので、その間、いろいろな対策を打っていただきたいと思います。

そして次に、海外と産官学連携をするというのは非常によいことですが、官のお金を使うときに、どういった分野で協力し、どういった分野は技術が流出してはいけないのかということなども、ある程度方針を明確にいただきたいと思います。以上です。

【相澤会長】 ありがとうございます。それでは小寺山委員お願いいたします。

【小寺山委員】 文部科学省の知的財産本部整備事業についての意見を言わせていただきます。すべての大学で同じような状況だと思いますけれども、この知的財産本部整備事業によりまして、従来から伝統的な技術移転、ベンチャー支援、共同研究などのリエゾン事業などが非常に順調に推移しておりますけれども、それに加えて、例えば先ほどから話出ておりますような、学部、大学院におけます知財教育でございますとか、ナショナルプロジェクトのマネジメントですとか、国際的なことを含めて産業界との連携のすべての大学の窓口として機能し始めております。これはこの知的財産本部整備事業で整備されました体制は、外部人材を積極的に導入するべしということで多くの大学で外部人材を入れております。したがって、企画力と実務処理能力を備えた非常にパワフルな集団に成長しつつありまして、これは実は大学では非常に珍しい、企画と実務の処理を同時にできるという珍しい企画でありまして、これをぜひ持続的に可能な状況の体制に持っていきたいと、ほとんどすべての大学が考えていると思います。それに対する支援とご理解をぜひ賜りたいと思っております。以上です。

【相澤会長】 ありがとうございます。それでは澤井委員お願いいたします。

【澤井委員】 澤井でございます。私は基本的には、さっき荒井委員がおっしゃったのと同じような感じで、多分今まで知的財産ということでかなりいろいろ整備されてきて、権利化の面でいろんな主張がされてきましたけれども、その結果の知の普及

とか活用をやるという意味で、情報の活用をいろんな観点で考えた方がいいなというのが1点。

それから、知財本部とTLOというのが別々にあったりしますから、その組織の融合化等を図って、どういう効率のいい運営をするかという点。

3つ目は、いろんな意味で人材がありますけれど、知的財産専門職大学院等いろんな形の大学院等ができていますから、そういうのもまた有効に使いながら人材育成を考えたらいいのではないかと思います。

以上、3点です。

【相澤会長】 ありがとうございます。それでは野間口委員お願いいたします。

【野間口委員】 もう既に意見がたくさん出ましたので、少し自分の意見を申し上げたいと思います。文科省さんの方から産学官連携、それから各省庁さん大変意欲的な話をしていただいたのですが、国際標準への取組という大きな視点が抜けているのではないかと思います。昨年12月の安倍首相の下での第1回の知財戦略本部会合で国際標準総合戦略が策定されましたけれども、国際標準こそ時間もかかりますし、官民挙げて取り組むような課題だと思っております。その辺の視点をぜひ強くしていただきたいと思います。

次の点は、産学官連携コーディネーターの話が出ました。特許庁さんの方から知財アドバイザーの話等ありまして、今、知財の活動に関するいろいろな課題の全体像が見えるようになってきたことは、大変いいことだと思います。先ほど荒井委員がおっしゃった統合データベースもそういった活動のおかげでいい方向に向いたかと思うのですが、人材関係のネットワークも、お互いに見えるようにすると、大変日本の人材活用という点で質が上がるのではないかと思いますので、ぜひ、そういうふうにしていただきたい。私どももまた応分の協力をしたいと思っております。

それから、あと2つほどですが、産学連携の契約書のひな形になかったという話が厚労省さんの方から出まして、これも私は、特に大学、企業よりも大学の方がまだまだ未整備だと思っております。いや応なしに国際的な産学官連携に入っていきます。ネゴシエーションのスキルとかパワーという点で、日本はまだまだお人好しではないかと思っておりますので、ぜひそういった点も入れたひな型を考えて、お互いにベストプラクティクスを使えるようになっていくべきではないかと思っております。

それから、最後でございますが、農水省さんの方から、知財をキーワードにした取組が増えたというお話を聞きまして、私ども製造業ですけれども、少し我が国は農水関係弱いのではないかと思っていましたので、大変心強く感じた次第であります。企業はよく自らの知財力はどのくらいあるのだという指標的な評価をしながら、じゃあ、ここをこういうふう強化しようというふうにもっているように思います。日本国としても、一度この分野での知財力指標というのを押さえてみて、ど

んな課題があるかというのを考えてみるのも今後へのアクションプランを見出す上でいいのではないかと思いましたが、ぜひそういった視点もよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

【相澤会長】 ありがとうございます。それでは本田委員お願ひします。

【本田委員】 私の方からは3点でございます。まずイノベーション促進ということがございますが、イノベーションを促進するためには知財部、TLOの機能強化は依然として必要があると思ひます。各省庁の方からの御説明資料の中では出願数を産学連携の1つの評価指標としてグラフで表示され、それが順調に伸びているというデータがございました。これまでは大学の研究者への知財の啓蒙という視点から、やはり出願自体も評価していく必要があったかと思ひますが、今では随分大学の研究者の方々も知財、特に特許出願に対する意識は高まってきておりますので、産学連携も次のステージに移行させて、知財部やTLOの機能強化を図る視点からの評価、分析も必要であると思ひれます。例えば、今後は製品になった知財権の数や、ランニングロイヤリティーを生んでいる知財権の数、あるいは1つの特許がどのぐらいの用途を生み出したのかといった評価や分析を行うことにより、そうした視点を大学知財部や TLO にインプットし、誘導していただきたいと思ひます。

2点目は、国際標準などのシーズを育成する視点での知的財産施策も検討が必要であると思ひます。現在、例えば外国出願については、出願の支援制度というのがあるかと思ひますが、それは技術を特定せずに外国出願そのものというような視点での制度になっているかと思ひますが、各省庁において重点領域であったり、重点とする研究テーマがございますがこうした技術についての標準化や製品化などを誘導できるようなシーズ・オリエンテッドな知財の支援というものもぜひ検討いただきたいと思ひます。また、特許庁におかれましては、そういう重点分野と位置付けられたものに関して、先行して特許情報や分析結果を発信していただくなどもサポートしていただきたいと思ひます。

3点目としましては、今、産学官連携もグローバル化して国際化が議論されておりますが、今一度国内の産学のパイプというものの強化策も十分検討いただきたいと思ひます。

以上です。

【相澤会長】 ありがとうございます。それでは松見委員お願ひいたします。

【松見委員】 6点ポイントのみ申し上げます。

第1点は、平成15年当時の状況と比べますと産学官の努力によりまして、日本の知財関連活動は非常な進歩と発展を遂げているというふうに考えます。

第2点は、知財分野での国際競争環境が非常に激化しておりまして、日本は国内のみならず海外にも目を向けまして、日本の知財の国際貢献や、国際産学官連携を含めまして知財活動における国際競争と国際協調両方を推進すべきだと思います。

第3点は、日本が総力を挙げてイノベーションを進めるためには地域企業、地域の大学、高等専門学校、中小企業、ベンチャー企業などが知財を活用して一層活躍できると、そういう環境をさらに考えるべきだと思います。

第4点は、成果重視であります。日本のイノベーション発展に貢献するためには知財がビジネス化され、市場に導入され社会に貢献することを重視すべきでございまして、そのためには市場のニーズをベースとした研究開発を従来以上に進めるべきではないかと思えます。そのためにもマーケティンググループの参画を得た研究開発をも検討すべきというふうに考えます。

第5点は、海外に目を向けた場合、イギリスでございまして、英国のインペリアル大学のTLOが何と2006年に上場をいたしまして、現在時価総額は400億円を超えております。また、元英国国防省傘下の研究機関が民営化されて、これも実は去年上場をいたしまして、時価総額は3,000億円を超えております。このような非常にダイナミックな海外における産学官連携の動きも日本として参考にすべきと思えます。

最後の第6点でございまして、知財関係における様々な制度整備、あるいは政策や措置が実施されているにもかかわらず、知財をベースとするイノベーションの進展が、国民や産学官関係者に必ずしも実感として認識されていない状況にあるのではないかと思います。このためには、知財戦略の成功事例をどんどんつくっていく。イノベーションに結びついた成功事例を増やしていくことによって日本の活性化にさらに結びついていくのではないかというふうに考えます。

以上でございます。

【相澤会長】 ありがとうございます。それでは、三原委員お願いいたします。

【三原委員】 大学の皆さんと一緒に産学連携を進めている企業としていろいろ経験した中から2点ほど申し上げたいと思えます。

1つはネタで、もう一つはスピードです。ネタの点については、やっぱりシーズが大切ですけど、そのシーズをどうニーズに結びつけるかということでコーディネーターさんの役割が非常に大きいというふうに経験上感じています。コーディネーターさんの質をどう上げていくか。いろいろ取り組んでいらっしゃいますけど、さらに強めていただいたら、私たち企業としては大変助かります。

2つ目がスピードです。例えば予算を消化しなくちゃいけない、でも手続が非常に煩雑である、あるいは、これをあれに切りかえて予算を消化することができない。すでに各省などのいろいろの方々からご説明いただいたように、多様な対応ができ

る、それから、出口に向かって進めていけるというのが企業にとっては一番ありがたい。そういう意味で、スピードに乗っていけるような運用手続についての改善を、ちょっと細かい話ですけども、ぜひお願いしたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

【相澤会長】 ありがとうございました。それでは山本委員お願いいたします。

【山本委員】 多くの委員の先生方がお話になったイノベーションに関してですが、知恵を活用してイノベーションを実現することに関して日本全体で非常に活発に推進しようと活動されています。ただ、イノベーションと知財がどのように結びつかを議論する必要があると思います。また知財の形態も特許、著作権、新物質、ノウハウからビジネスモデルまで種々の形態があます。その中で何が一番重要かというのがはっきりしていません。これは分野ごとにより違うと思います。知財をどのようにイノベーションに結びつけ、それにより今後の日本の進歩・発展を促進するかということが重要であると思います。このことに関してより深い議論を行うことの必要性があるのではないかと考えています。

次に大学の特許取得において生じている問題です。奈良先端科学技術大学院大学は知的財産を基にして企業等から多くのライセンス収入を戴いています。しかしより多くのライセンス収入を獲得するために、より基本的な特許を取得したいと思っておりますが、一方で最近特許のクレーム範囲の制限の問題が発生しています。これは今、特許のクレーム範囲が実施例をもとに制限されるという判例が多くなっていることに起因しています。大学の場合研究スタッフが十分でないため、全ての場合について実験できないのが実情です。このため大学では実施例が多くない状態で特許申請をし、先生方はアイデアを学会ですぐ発表します。それを聴講した企業の研究者はそれを基に多くの実験を行い、企業が数多くの有効な周辺特許を取得することが現在発生しています。大学の先進的なアイデアがそれに見合った権利化が行われられないという問題です。この問題は大学だけでは解決せず、解がなく、悩んでいるところなのです。皆さん方からよい解決策を検討いただきたいと思います。

それから、今回、文部科学省では知的財産の国際化の推進について重点的に支援していただけるとのことで大変うれしく思っています。本学は国際化を強力に推進しており、国際的なライセンス収入が3割強で国際的な共同研究・受託研究が2割強であり、産学連携の国際化はかなり進んでいると思っております。しかし国際化のための人材と各種経費の負担は、国内でのそれに比べて大きいのが現状です。それが悩みなもので、何かいい方法があるかなと模索しています。

以上でございます。

【相澤会長】 ありがとうございました。それでは横山委員。

【横山委員】 私は2つ申し上げたいのですけれども、まず、1つはデータベースのこ

とでございます、これは前々回のこの知財調査委員会から発言させていただいているのですけれども、特に大学、公的研究機関の知財体力、リテラシーを研究者において上げていくという意味で、質の高いデータベースの構築、運用は不可欠である。ぜひ特許庁に頑張っていたきたいということを申し上げていたのですけれども、今回の論文データベースと、特許のデータベースは統合されて近々運用開始されると。これはまさに総合科学技術会議で横断的に議論をして問題設定をした成果だろうと私は思っています、まず、そういう努力を実を結ばせていただいた2つの文科省と特許庁にまず敬意を表したいと思っております。

さらに発展させていただきたいわけなんです、従来から議論になっているのは特許、論文もそうですけれども、ここまで統合化されてくると、商用のデータベースとの競合ということは当然意識にのぼってくるわけでありまして、民業圧迫とか、そういう観点でとらえるのではなくて、ぜひ、この統合データベースをプラットフォーム、あるいはスーパーハイウェイというのでしょうか、というような形で社会のインフラとして位置づけていただいて、むしろ商用的な部分というのはこの上に乗っけて、付加価値としてビジネスに展開していくというような一種の公開性を持ったデータベースにぜひ上げていっていただきたいなというふうに思っております。そうすれば、単に競合ということで、お互いに手を引いているという状態ではなくて、手を結んでより高いものに持っていけるというふうに思っておりますので、これはぜひご検討いただきたいと思いますと思っております。

もう一点は、きょう各省庁からお話をいただいている中で出てこなかったキーワードは、侵害ということであります。大学、産総研のような公的研究機関も含めて、今、年間7,000、8,000、1万近い特許出願をしているようでもありますけれども、これ自身は非常に喜ばしいとしても、今お話にあったように実施して初めて意味があるということを考えれば、これからどんどん実施を強めていくことになると、当然侵害をされることもありますし、TLOなどを通じて侵害を無意識であっても、してしまうようなケースも出てくる。これはある種の必要悪といえますか、必然的に知財の中に含まれている部分でありまして、隠しておくわけにはいかないのです、ぜひ侵害というものを正面に取り上げて、実際に力強く公的機関の持っている特許を実施していくという意味でも侵害をしっかりと取り組んでいかなければいけないのではないかと思っております。

以上です。

【相澤会長】 ありがとうございます。それでは渡部委員お願いいたします。

【渡部委員】 アイウエオ順だと最後になりますけど、渡部です。今までのお話のとおり、この5年間、知的財産にかかわるシステム改革を充実させてきて、これをいよいよ最大限活用してイノベーションにつなげようということだと思いますが、そのためには、いくつかまだ課題がある、これからなすべきことがあると思います。

第1点は、ほかの委員からもご指摘ありましたが、イノベーションのための知財戦略という概念、その重要性ということをもう少し再認識をする必要があるということだと思います。きょうの経産省の資料の2ページのところにも、例えばイノベーション・スーパーハイウェイと知財関連施策が並んでいて矢印が書いてありますけれども、この矢印の中身が一体何なのかということでありまして、ここは十分詰めて再認識しないと現場でいろいろな議論が出てきて実効性が上がらない。具体的に言えば、インテレクチャル・カフェの例がありまして、IBMのイノベーションJAMの例が引かれておりましたけれども、IBMは知財をやっている方はよくご存じのとおり、オープン戦略をとってきていますけれども、極めて高度な知財戦略を背景の下にこういうことをやっているわけで、それをなしに、単に融合とか、そういう場を設けるといことは極めて危険です。当然そこはご検討されていると思いますので、現場で混乱がないようにする。そういうようなことを全体としてイノベーションのための知財戦略というのはどういうふうなものなのか、再認識をする必要があると思います。

それから、現場において、知財戦略を活用していこうとするためには、組織、組織にとって、知財も産学官連携もツールですけれども、それをつかってどういう取組をしようとするのか、何のためにそれをやろうとするのかということが明確になっているということがやはり必要です。この5年間、産学連携については、企業はかなり多様な産学連携に対する期待というものが出てきて、企業は何のために産学連携をやるのかというときに、多様な目的が出るようになりました。このとき問題は大学の方で、大学が何のために産学連携やるのかということに関してはそれほどまだ多様な目的意識があるとは思えません。これは先ほど文科省からご指摘ありました産学連携、知財、これは今後非常に多様化していく。大学が多様化するというのが最も課題としては難しい課題のような部類かと思っておりますけれども、実はこれは非常に重要で、知財戦略や産学連携を実のあるものにするという形にするために、この多様化というのは非常に重要です。多様性があるそれぞれの組み合わせがある方が実効性が上がると思います。

それから、3番目に、この5年間、変化がなかったわけではない。新しいいろいろな状況の変化がありました。インターネット環境が非常に進展したということがその中の1つでありまして、インターネットをベースとしたコミュニティの存在みたいなものというのが、知財の戦略にどういうふうに影響を与えるとか、こういうような新しい課題は取り組んでいかないといけないと思います。「コミュニティ」という言葉自身は既に試験研究のガイドラインで「リサーチ・コミュニティ」という言葉が入ってきているように、これは影響を既に与えています。

そして、そのインターネットの環境の進展によって、先ほどの特許情報の活用。これは今回IPDLで固定URLを大学に開放していただくということで非常に進歩を

するわけですが、一方、アメリカはもう既にグーグルパテントがあって極めて便利です。そういう中で、民業圧迫だとか何とかというようなこともありますけれども、せっかく開放していただくので、活用して、現場でイノベーションのために使っていくという体制が大切で、これはかなり周知をしたり、現場にいろいろな格好で働きかけないといけない。大学の取組としてやっていかないといけないということだと思います。そのような新しい変化に対する対応というのが3番目だと思います。

以上です。

【相澤会長】 ありがとうございます。

本日、西山委員がご欠席ですが、ご意見を書面でいただいておりますので、事務局から説明をお願いします。

【土井参事官】 お手元の資料 10、西山委員提出資料をご覧ください。

西山委員から「ライフサイエンスイノベーションを」という観点から4点のご意見をいただいております。

まず は「イノベーションのための基礎研究の強化」でございます。

「現状」認識として、ライフサイエンス分野での基幹技術及び研究開発ツール技術は依然として欧米が優位ということでございまして、「提言」としましては、基本原理探求型研究の高揚とそのための予算配分を行う。また、知財に関係しましては、研究の評価や発表論文が主体であり、特許出願数は不適當ではないか。研究成果の評価の明確化を求む。こういった意見でございます。

は「大学は強い基盤特許の創出と海外出願を」ということでございます。

「現状」といたしまして、ライフサイエンス分野での基盤特許は欧米が優位だということで、「提言」といたしましては、大学発の基盤発明は、重点・重要分野をしばり、産とも共同して、海外出願を積極的に行う。こういったような点でございます。

1枚めくっていただきまして、でございますが、「科学技術の円滑な活用を図るべき」。

「現状」として、リサーチツール特許問題はライフサイエンス分野の新産業創出を阻害している。こういうことでございます。「提言」として、大学発リサーチツール特許活用ルールを確実に実行し、産業界への合理的ライセンスを促進するというところでございます。

は、「産学の人材移動を活発化へ」ということでございます。

「現状」といたしまして、大学等に国際的なビジネス感覚と経験を持った知財人材が少なく、大学の国際的知財交流が不足しているということでございます。「提言」といたしまして、大学等で国際化に対応した知財教育を強化する。産業界はインターシップの活用により人材交流を行うなどでございます。

私からは以上でございます。

【相澤会長】 ありがとうございます。

皆様のご協力によりまして予定どおりの進行でございますので、多少時間にゆとりができてまいりました。ただいまいろいろな角度からご意見をいただきましたが、そのご意見に対するコメント、あるいは先ほど来、ご説明いただいたご意見に対するさらに追加のご意見等々何でも結構でございますので、委員の方、それから議員の方々もご発言いただければと思います。どうぞ、薬師寺議員。

【薬師寺議員】 先生方のお話を伺っていると、イノベーションが重要だというふうに皆さんがおっしゃって、そのとおりだと思います。ただ、イノベーションと言ったときに、今、私どもが考えているイノベーションは未来に向かった戦略ということになります。そういう点から考えると、知財の問題は2つの問題を抱えているのでぜひ教えていただきたいと思います。

1つは人材のイノベーションです。今のご議論の中で、いわゆる大学とか企業とか、知財の制度化が日本は遅れていました。ですから非常にそういう議論がある。そうすると知財の人材がやはり欠けている。教育の点に関しましても知財教育が必要だというのは、荒井さんと私なんかも前から言っているわけです。問題は、そういう知財をみんなが興味を持ってくるのは、一体そういう人材が必要なのはなぜかという、独創的な日本の人材が世界に冠たるアウトプットをつくるという前提の下でそういう人材を育てるがゆえに知財の人材教育なども必要。つまり何で知財のことをやらなければいけないのかと学生たちが考えたときに、それは日本が華々しく世界に向かって、未来に向かってたくさんのアウトプットが出るということ的前提にしないとやはり説得力がないと考えます。

そうした場合、そういうインセンティブ・システムというのは、未来に向かって一体どういうふうになるのか。アウトプットを出す人たちは今の企業の人たちと同じなのか、大学の人たちと同じなのか、違うインセンティブの下で独創的な仕事をするのかどうかというような問題が1つの人材イノベーションに関して矛盾を考えています。

もう一つは、国際的なグローバル化というイノベーションが私ども考えています。つまり競争力の強い企業がイノベーションを出す、知的財産を出す。だけど、そういう企業は、今、非常に問題を考えていて、海外にグローバル化しつつあるわけですね。そうすると、企業の方はご存じだと思いますけれども、つまりできる企業が知財を発出する企業が外国に出ている。そうした場合に、我々は知財としてどこの部分をきちんと手当てをすればいいのか。国内をきちんと先にするのか、あるいは外国に行った知財に関して、国際的な知財の協定を結ぶのかどうか、そういう問題が我々解けない問題としてあります。ぜひ、お教をいただきたいと思ひます。

【相澤会長】 何かご発言ございますか。野間口委員、何かございせんか。

【野間口委員】むしろ荒井さんの方がいいかもしれませんが、2番目の方から言いますと、私ども数字的には7対3で国内の比重が高いように見えるのですが、最終マーケットを考えますと逆なんです。3対7で、アクティビティの成果のほとんどが海外に提供されているという状況であります。海外での生産も増強しているという状況ですが、日本にベースを置く企業として、日本生まれの知財で、日本でビジネスをつくらせて、それを海外に展開するという考えです。私どもがオペレーションしておりますアメリカとヨーロッパの研究所も、生まれた知財は私どもの会社の戦略に沿った形で活用する。そういうことをやっておりますので、活用の場はグローバルですけれども、日本の戦略でそれが行われているということで、これからはこういった動き、企業の活動というのはボーダレスでなければ成長できないと思っております。こういう動きはどんどんやっていくということだと思います。

日本で先進的な知財の取組をやっているということは、欧米に対しましても、中国とか東南アジアに対しましても大変好事例とのことです。品格というかどうかわかりませんが、現地の人から見て、こういった面ではしっかりとやっているということが彼らから見ても感じられると思います。ひと頃は日中友好とか一衣帯水とはいいいながら、ノウハウも全部教えましょうと。ビフォーファイブでなくてアフターファイブに一杯やりながらほとんど教えてしまったという時期があった。これは20年ぐらい前から反省の時代に入っていると私は思っております。

それから、人材イノベーションの件でございます。先生ご指摘のとおりで、私も問題あると思うんですが、戦略本部で知財人材というのを定義しまして、創造する人、これは大学の先生とか企業の研究者とか、こういう人々がちゃんとして、その生み出したものをいかに有効に活用するかというための知財人材はこういう人だというふうに整理がなされたときに、第1の疑問に対して、私自身がわかってきたなという感じです。ご指摘のように創造、世界に誇れるような知的財産を生み出すということが一番基本で重要なことだと思います。これはこれで経産省さん、文科省さん、その他省庁さんでいろいろサポート・支援していただいております。

【相澤会長】ありがとうございました。それではそのほか、秋元委員。

【秋元委員】ちょっと産業分野が違うのと、先ほど2分と言われて非常にフラストレーションたまったんです。今の薬師寺議員のご質問について答えになるかどうかわかりませんが、お答えしたいと思います。2つのことを言われたかと思いますが、人材のことと、それからどっちをやるのかと、海外。両方合わせて一言で言えば、今、野間口さんが言われたように、知財であろうと経済活動であろうとボーダレスだ。そうであれば、水は高い方から低い方へ流れる。

人材にしましても、先ほど社会システムをつくってくださいと言いましたけれども、今、本当にやりたいと思う人であれば、アメリカであろうとヨーロッパであろうと多

分勉強に行きます。そういうような本当に国際的に使えるような人材、こういう人材は企業も欲しいでしょうし、アメリカ、ヨーロッパの知財の事務所、そういうところの皆さんも欲しいと思います。そういうようなところで本当にいいポジション、いい報酬、あるいは自分のやりたい仕事ができるのであれば、みんな自分から勉強に行くのではないかと思うし、人もそれによって動くのではないか。だから、そういう意味でそれを受ける受け皿がどうしても必要なのではないかということを行いました。

2番目の経済活動あるいは知財活動でございますけれども、弊社の場合は、野間口委員が言われましたよりも、もう少し海外にシフトしておりまして、利益も売上も海外が70%だと。本籍は日本にありますけど、現住所はしかもアメリカだというようなことになります。そうすると、アメリカでどういうふうに活動するか、どのような戦略をとるかということがどうしても企業として必要になってくる。現実世界を考えると、特に医薬品産業の場合を考えると、大体アメリカが50%から60%のシェアを持っています。ヨーロッパが25%です。日本は従来15%ぐらいありましたが、現在では11~12%で、残りの国が大体10%前後だろうと、こういうようなラフな数字になっています。

そういうところで、日本がいかに現住所じゃなく本籍が日本ですから、いかに日本が活躍するかということを考えてみると、そういう比率でライフサイエンスの分野があるということをもし考えるとすれば、それに合ったような重点的な研究をしていかなければいけない。特許についても、先ほど言いましたように質のいい特許を出す。基盤研究をやっていかなければいけないということになるかと思えます。

私ども1月に、実は製薬協、JBAと一緒に知財フォーラムをやりましたが、ご存じの先生もおられるかもしれませんが、RNAiというRNA(干渉現象)というのがありまして、これから非常にいろんな医薬品のものができるということでございますが、日本の大学の場合に、さる大学は非常に特許の出願件数、それから論文も大事だと言いましたが、論文件数非常に多いんです。実際にこのRNAを見出した例えばスタンフォード、マックス・プランク、カリフォルニア大学、こういうところと比べても遜色のない、あるいはそれ以上の出願件数、特許件数を出しております。しかしながらサイテーション(引用件数)は10分の1以下です。実際にRNAiの干渉の現象がいろんな産業に使われるということで、アメリカ、ヨーロッパではマックス・プランクも、後から追っていますが、そういうところは非常に途中にベンチャーも入れて巨大なメガファーマーもつながるといような形の共同研究、産学官連携が行われています。

そういう意味でやはり基盤的な研究、特許件数とか引用文献といった論文件数ということではなくて、やはり基盤的な研究。それも先ほど言いましたように、日本のシェアは12%だということであれば、その中でいかに重点的に日本の得意とする

分野をやっていくかというようなことが、これから非常に大事なのではないかというふうに思っております。

以上です。

【相澤会長】 それではそのほかの点につきましていかがでしょうか。

【奥村議員】 ただいまの先生方のご意見を拝聴し、また、各省の報告を拝聴しまして、確かにご指摘のとおり、この5年間皆様方のご努力で非常に基盤整備といえますでしょうか、体制が整ってきたと思います。既にご指摘のこともありますけれども、知財は質です。要するに意味は競争力確保ですので、数というのは途中のプロセスをあらわしているにすぎないので、最終的には質といえますか、独占力、競争力、それに向けていけないといけないということで、既にそういうご認識を持たれている先生方多いわけでございます。

きょうここにも議題ありますように、そういう視点から見ますと、恐らく各分野でそれぞれもう少し違う事情があるのではないのでしょうか。例えば製造力、製造技術分野で申し上げますと、むしろ特許を出さない戦略をとる企業さんも最近では日本の企業で出てきておりますし、一方、ソフトウェアの分野でも製造技術分野とは違う特許上の問題、知的財産の確保の問題がありましょうし、また、ライフ分野について言いますと、リサーチツールのような非常に固有の問題があるということで主要な分野でよりスペシフィックに問題を分析して、アイテムを決めて集中的に討議されていくというのはいかがだろうかということを感じました。

以上でございます。

【相澤会長】 そのほか、いかがでございましょう。

それでは、ただいまの限られた時間の中で、十分にご意見を述べにくかったとか、いろんな点がございまして、もしございましたならば、書面で事務局の方にお申し出いただければと思います。期日は2月13日の火曜日までとさせていただきます。追加のご意見、申し述べるのにまだ欠けていたというようなことがございましたらば、お願いしたいと思います。

それでは、議題の2については以上とさせていただきます。

議題の3に移ります。議題3は、指針についてでございます。「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針(案)」ということでございますが、この案が策定されましたので、ここについての審議をお願いしたいと思います。

この検討に当たりましては、プロジェクトチームが昨年9月から5回の会合を重ねてまいったわけでありまして、本日その案が取りまとめられたのでお諮りする次第でございます。事務局から説明をお願いいたします。

【土井参事官】 お手元の資料11と12をご覧ください。今、会長の方からご紹介ございました。「ライフサイエンス分野における知財の保護活用等に関する検討プロジ

ェクトチーム」、そこで取りまとめた結果を整理したものでございます。

まず、内容に入る前にプロジェクトチームのメンバー、昨年、本専門調査会で決定されましたがご報告しておりませんでしたので、資料 12 の9ページをご覧ください。

このプロジェクトチームで取り上げました課題、非常に実務的なものが多いので、非常に実務に精通した方、そういう方にお集まりをいただきまして、こういうメンバーでこれまで5回にわたり検討を進めてきたということでございます。

指針の方に戻らせていただきますが、資料 11 の方で概要を取りまとめておりますので、こちらの方でご紹介させていただきます。タイトルにございます「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針(案)の概要」でございます。

まず「リサーチツール特許とは」というのが定義で置かれてございますが、「ライフサイエンス分野において研究を行うための道具として使用されるもの又は方法に関する特許(実験用動植物、細胞株、スクリーニング方法など)」ということでございます。

1. 問題の所在でございますけれども、リサーチツール特許には、汎用性が高く、代替性が低いものが多い。

ライセンス条件に乖離があり交渉が難航する場合も多く、研究の差止めを求めて訴訟に至った事例もあると、こういうことでございます。

こういう背景で、日本だけではなく、OECDでもこれに関連する議論がされておりますし、NIHでも国費原資のリサーチツールに限ってでございますけれども、その主要な円滑化を図るための指針なども出ていると、こういうことでございまして、我が国でも、こういう状況では研究開発に支障が生じる可能性はないかという懸念がここ2～3年指摘されてきたわけでございます。

そういう懸念を受けまして、2. 目的でございますけれども、研究開発を促進し、イノベーションにつなげるため、大学等や民間企業を含め、研究におけるリサーチツール特許の使用の円滑化を図る、こういうことでございます。

そういう目的に従い、3. 研究ライセンスの基本的な考え方でございますけれども、研究段階、これは実用化段階を含まないということでございますが、研究段階での使用に対しては、無償又は合理的な対価で非排他的なライセンスを供与すると、こういう考え方をこの指針では打ち出しております。無償と合理的な対価というのは、もう少し正確に申しますと、一般的には合理的な対価でライセンスを供与すると。その合理的な対価を決めるに当たっては研究の性格、例えば基礎研究の場合であるとか、そういうようなことを考慮するとか、そういうことが盛り込まれてございまして、また、大学間でリサーチツール特許を相互に使用する場合に

は学術の振興という観点から無償とすることが望ましいと、こういうことが書かれています。

そうした基本的な考え方を打ち出したわけですが、例外があります。1つは、商品化されて、一般に提供されている場合、例えば試薬などは既に特許試薬であっても、だれも困ることなく商業ベースにのって広く提供されている、こういう場合が1つございます。

それから、企業の事業戦略上の支障がある場合、あるいは大学におきましても、こういうリサーチツール特許をもとに大学発ベンチャーをつくるような場合もございます。そういう事業戦略上の支障がある場合は例外として取扱いをしているということでございます。

4. は統合データベースでございます。このプロジェクトチームで議論するに当たりまして、各大学とか企業の方々からのいろんな意見を聞いてみますと、どの大学がどういうリサーチツール特許を所有しているかというのが見えないと、こういう問題がございました。また、先ほどちょっと言及しましたNIHでは、NIHが持っているリサーチツールはすべてホームページで値段に関する情報も含めて公開をしていると、こういうことでございます。そこでリサーチツールの種類やライセンス状況、過去の対価実績、交渉先など、これはすべて義務というわけではございませんが、できる限りのものを公開するような統合データベースを関係省庁の協力の下につくっていかうと、こういうことでございます。

5. は本指針の普及でございまして、ライセンスポリシーを整備する、研究開発公募要領に指針を反映させる。参考事例集を作成、大学の体制整備を強化する、こういったようなことを盛り込んでございます。

以上でございます。

【相澤会長】 ありがとうございます。それでは、ただいまの(案)につきまして、ご意見等ございますでしょうか。

【松見委員】 質問よろしゅうございましょうか。

【相澤会長】 はい。

【松見委員】 これは指針というか、ガイドラインということで、拘束力はないというふうに理解してよろしいですか。

【土井参事官】 法的な拘束力等はございません。

【相澤会長】 よろしいでしょうか。

特段のご意見ございませんようですので……ございますか、秋元委員。

【秋元委員】 あまり言うなとは言いませんけれども、いや、これで賛成なんです、ちょっとだけ注釈というか、先ほど言われた試薬などで商品化されている場合、これは売られているからいいというんですが、実は欧米の事例などでは、製品は売ったんだけど、それはライセンスしてない。だから認知スルーにかかるような話が

ありますので、その辺はやっぱり売ったら承認しているという考え方がぜひほしいなど。

それから、これも事業戦略上ですが、ベンチャー等を興そうということは、これは当然事業戦略上非常に大きな影響がありますけれども、一般の企業のとくに、研究をやっているときに、かなりありな段階で、事業戦略上支障があるよということになると非常に困るので、これにつきましては、日本ではまだあまりありませんけれども、アメリカなどでは結構判例がありますので、その辺はもう少し、特にベンチャー以外の企業活動のとき、やはり考えていただきたいというふうに思っています。

【薬師寺議員】先生がお聞きになったように、拘束力はないけれども、これは前の知財の専門調査会から言っているリサーチツールが重要だということでガイドラインをつくる必要があるというのでつくったわけですね。これはつくったということで終わりになるわけですか。それとも総合科学技術会議としては、例えば何かの中に入れ込むわけですか。

【土井参事官】先ほど簡潔に拘束力はないというご説明をいたしました。確かに法的な拘束力はないわけですが、これをつくるに当たっては、産業界側では製薬業界とかバイイングストリー協会の方々、非常に深い議論いただきましたし、大学の意見とか、そういうのもいろいろ聞いた上でこういう取りまとめをさせていただきます。それを今回取りまとめましたら、今後できましたら本会議にかけて決定意見具申という形で関係省庁にやっていただいて、この指針、関係省庁から指針の周知をすとか、ライセンスポリシーの整備を支援すとか、こういった具体的な行動も盛り込んだ規定となっていますので、そういうところで実効を図っていきたくて、こういうふうに考えています。

【薬師寺議員】これはちゃんと意見具申になるので、各省は意見具申になりますと、総理大臣がそういうことを認めるわけですから、各省はそれでバインディングということになるということで、出しっぱなしではないということですね。

【相澤会長】そののところをきちんと今定義していただきました。ありがとうございました。

それでは、そういうことを含んで、ただいまの(案)をこの専門委員会としてご了承いただけますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

【相澤会長】ありがとうございました。

それでは、この(案)を指針として総合科学技術会議の本会議に諮らせていただきます。

以上で、本日の議論は終了でございます。本日の会議の資料につきましては、公開の取扱いとさせていただきますと思っておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

か。

(「異議なし」と声あり)

【相澤会長】 ありがとうございました。

それでは、ご異議がないということで、資料関係も公開とさせていただきます。

以上をもちまして、本日の専門調査会を終了いたしますが、次回は2月27日(火)15

時～17時、場所は本日の会議場と同じところでございます。

本日は、大変お忙しいところを、ご参集いただきましてありがとうございました。